野洲市資料提供

提 供 年 月 日	平成 31 年 4 月 25 日
担 当 部 課	健康福祉部社会福祉課
担 当 者	田中、宇都宮
連絡先電話番号	077-587-6024（2456）

プレミアム付商品券事業の実施について

【事業の趣旨】

本事業は、本年 10 月 1 日からの消費税及び地方消費税率の引上げに対する低所得者・子育て世帯の消費に与える影響の緩和、地域における消費を喚起し、下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けにプレミアム付商品券を発行するものです。

【購入対象者】

(1) 平成 31 年度の住民税非課税の者

※平成 31 年 1 月 1 日の住民基本台帳に記録されている者

※住民税課税者と生計同一の配偶者、住民税課税者の扶養親族、生活保護受給者等を除く。

(2) 平成 28 年 4 月 2 日から平成 31 年（2019 年）9 月 30 日までに出生した子が属する世帯の世帯主

※対象となる子の基準日（住民基本台帳に記録されている日）

平成 31 年 6 月 1 日：平成 28 年 4 月 2 日～6 月 1 日に生まれた子

平成 31 年 7 月 31 日：平成 31 年 6 月 2 日～7 月 31 日に生まれた子

平成 31 年 9 月 30 日：平成 31 年 8 月 1 日～9 月 30 日に生まれた子

【購入限度額】

上記(1)該当者　券面額 25,000 円（販売額 20,000 円）　約 6,500 名

上記(2)該当者　券面額 25,000 円（販売額 20,000 円）　約 1,500 名（対象となる子の数）

【事業スケジュール】

※現時点での目安であり、今後、細部を調整していきます。

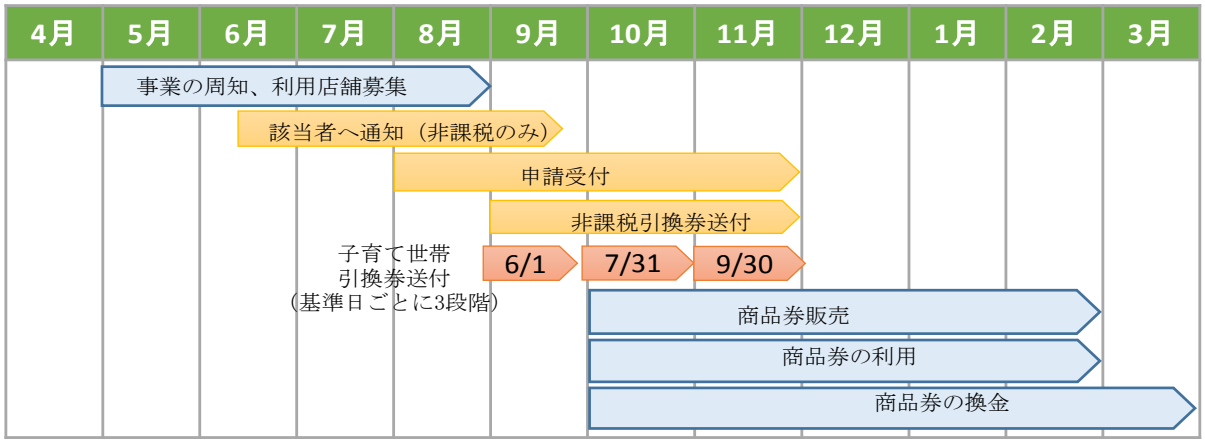

事業の周知（市民、商品券販売事業者）、商品券取扱店募集	･･･	5 月 ～ 8 月
申請受付	･･･	8 月 ～11 月
購入引換券交付	･･･	9 月 ～11 月
商品券販売	･･･	10 月 ～ 2 月
商品券の利用	･･･	10 月 ～ 2 月
商品券の換金	･･･	10 月 ～ 3 月

【使用可能店舗】

・野洲市内店舗（野洲市商工会加盟店舗、大型小売店、ドラッグストア等）

【市民への周知等】

広報やす・市ホームページへの掲載、民生委員・児童委員等関係機関への協力要請、商品券取扱店舗の募集（事業概要の説明等）

【総事業費（予算）】

総額　2 億 4,464 万 3 千円　･･･　全額国費助成対象

《内訳》

・商品券プレミアム分助成費	4,000 万円
・商品券販売代金分交付	1 億 6,000 万円
・人件費（臨時職員賃金等）	462 万 5 千円
・通知・申請・販売関連事務経費	794 万 3 千円
・事務処理システム構築等委託経費	1,642 万 1 千円
・商品券利用関連経費	1,565 万 4 千円

※業務パッケージ・システム導入、システム環境の構築
印刷業務（申請書、引換券；封入封緘まで）
業務センター運用（申請書のチェック・入力、コールセンター開設）

※商品券の作成・保管、取扱店募集、商品券使用に伴う換金等

【様式】プレミアム付商品券事業に係る質問

H31.3.22　県通じての回答内容（市町⇒県⇔国）

	市町名	質問事項	内閣府回答
30	野洲市	商品券をプレミアム分（5,000円/人）のみとして、送付（送付が不可の場合は、対面での配布を想定）する対応は、可能か。 上記対応が不可の場合、要領の金額消費（25,000円/人）が可能となるよう割引券相当となる商品券（額面は5,000円/人とするが、使用は、25,000円以上利用した場合に使用可能とする案）として配布することは可能か。	実施要領（案）第4のとおり、総額で2万5千円の商品券を2万円で販売することとしているため、不可。
31	野洲市	事業の趣旨は理解できるが、対象者に非課税者が含まれるため、使用時に、個人の生活水準が推測されてしまいます。 商品券を3歳未満児と同じ者とした場合でも、地方、特に小さな市町村では、商品券を使用することで、その人個人は商店との顔馴染みである場合も多く、世帯構成も知っている可能性も高い。また、買い物時に近隣住民と接触する可能性も考えられ、（個人が）秘匿したい（と考えている）情報をこの事業を行うことで、公になることを懸念している。 低所得者という観点から、1枚あたりの金額を小さく（例では500円）することで、なおさら、その情報提供の機会を拡大してしまう恐れが大きいと考えるが如何か。	国としては、今回事業の対象者には低所得者のほかに小さな乳幼児のいる子育て世帯も含まれることから、直ちに、御指摘のように「プレミアム付商品券を使うことで低所得者であると知られる」というものではないと考えている。 なお、実施に当たっては、自治体Q&A問82・問83のとおり、隣接する自治体の商業施設を対象店舗とすることは差し支えない。また、この商品券を使う者がすべて低所得者であるという印象を持たれないよう、広報のあり方や券面の表記の仕方などに配慮するなどの工夫も考えられるところ。市民の利便性・使いやすさの向上のため検討いただきたい。